

鳥羽市物品等の調達における市内業者への優先発注に係る実施方針

1 目的

この訓令は、鳥羽市が実施する物品等の調達について、市内業者への優先発注に係る実施方針を定め、適正な競争原理の下で公正性を確保した上で、市内業者への優先発注をとおし、市内経済の活性化及び市内業者の育成を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 物品等

物品の買入れ及び賃貸借、印刷物並びに業務委託（建設工事に係る測量、調査及び設計を除く。）をいう。

(2) 市内業者

鳥羽市内に本社、本店、支社、支店、営業所等を有する事業者

3 実施方針

物品等の調達に係る指名競争入札又は見積合せにあたっては、原則として、市内業者を優先して指名等の選定を行うものとする。ただし、市内業者では、対応が困難と認められるとき又は十分な競争性及び公平性が確保されないと認められるときは、この限りでない。

4 施行期日等

この訓令は、令和3年1月1日から施行し、同日以後に入札に参加する者に通知する指名競争入札又は見積書の提出を依頼する契約について適用する。